

特定記録等事務代行等委託要領（仮称）について

1. 背景

令和元年5月24日に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。）において、自動車検査証を電子化（ICカード化）するとともに、国土交通大臣が継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務（以下「特定記録等事務」という。）及び自動車検査証の変更記録に関する事務（以下「特定変更記録等事務」という。）を委託する制度を創設することとしている。

特定記録等事務及び特定変更記録事務（以下「記録等事務」という。）の委託制度に係る手続きは道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号）を改正し、運輸監理部長及び運輸支局長へ権限を委任する予定であるところ、当該事務を委託する上での詳細な要件、手続等を全国で統一させる必要があることから、これらの要件、手続等を定める。

2. 概要

（1）記録等事務の委託を受けようとする場合の申請方法

- ① 特定記録等事務の委託を受けようとする者は最寄りの運輸支局長等に、特定変更記録事務の委託を受けようとする者はその事務を行う範囲を管轄する運輸支局長等に、国土交通省が構築する予定の専用ポータルサイトから申請することとし、複数の申請先があるときは、同時に申請することを可能とする。
- ② 令和4年5月23日から令和4年12月31日までの間に委託の申請を行う場合は、出頭又は郵送により①の運輸支局長等に申請する。複数の運輸支局長等に申請する場合、一部の添付書類は写しとすることも可能とする。

（2）記録等事務の委託に係る審査基準

記録等事務の委託を受けようとする者が、以下の基準を満たす場合に委託する。

ア 以下表の左欄の委託を受けようとする事務ごとに、右欄に列記する者のいずれかに該当する者であること。

特定記録等事務	行政書士の資格を有する者 行政書士法人 一般社団法人日本自動車販売協会連合会 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 指定自動車整備事業の指定を受けている者
特定変更記録事務	行政書士の資格を有する者 行政書士法人

- イ 法令等の遵守についての必要な監督等を行う責任者を選任し、確実に事務を実施できる体制を構築していること。
- ウ 事務を実施するために必要な設備を備え、必要なセキュリティ対策が図られていること。

(3) 運輸支局長等及び記録等事務の委託を受けた者が行うべき事務

- ① 記録等事務の委託を受けた者（以下「代行者」という。）が当該事務を行う際に運輸支局長等が代行者へ通知する内容及び当該通知を受けた代行者が講じる措置を定める。
- ② 特定記録等事務については、運輸支局長等が検査標章の出納状況を記録する旨を定める。

(4) その他

- ① 代行者の氏名又は名称及び事業場の所在地を国土交通省 HP で公示し、運輸支局等 HP から閲覧できるようにする。
- ② その他、代行者の情報に関する変更、委託の解除等に係る手続等を定める。

3. スケジュール（予定）

発 出：令和4年5月中旬～下旬

施 行：令和4年5月23日（（1）②及び（2）関係）

令和5年1月 1日（上記以外のもの）